

二大政党制が本格化すると 経済政策に どのような影響を与えるか

同志社大学政策学部 田中宏樹ゼミ

Bパート

福田宗一郎

井尻麻衣子

金井一記

中江友香

嶋岡香奈子

目次

序章	P.3
1章 二大政党制の定義と日本の現状	
1節 二大政党制の定義	P.4
(1) 定義の必要性	
(2) 日本の二大政党制とは	
2節 日本の二大政党制化	P.6
(1) 小選挙区制の導入	
(2) 議席数・得票率からの検証	
2章 政策の収束をめぐる理論とその実際 主成分分析による考察	
1節 中位投票者定理	P.10
2節 主成分分析	P.11
(1) 仮説の設定	
(2) 分析手法	
3節 分析結果の考察	P.13
3章 政策の差異と投票行動 有権者の投票基準に関する実証分析	
1節 仮説の設定	P.14
2節 先行研究の整理	P.15
3節 モデル式の推計	P.17
4節 分析結果の考察	P.20
4章 政策提言	
1節 マニフェストサイクルとは	P.22
2節 政策提言	P.23
(1) 提言1 マニフェスト・選挙公報を具体的に作る	
(2) 提言2 マニフェストを有権者の目の届くところにおく	
(3) 提言3 評価機関を確立させる	
終章	P.29
補足資料	P.30
参考文献・HP	P.39

序章

2003年11月、日本において衆議院議員総選挙が行われた。その結果、自由民主党と民主党があわせて衆議院議席の86%を占めた。1955年、自民党と社会党が議席の9割前後を独占した、いわゆる「55年体制」以来の本格的な二大政党制が誕生したと言われている。

私たちは「二大政党制が本格化すると、経済政策にどのような影響を与えるか」という論題に対して、「二大政党制は到来するのか」という疑問を議論の出発点とした。小選挙区の導入・得票率の推移から「二大政党制になりつつある」という答えを導いた。

では、二大政党制が到来し政権獲得を目指す政党が現れると、どのような事態が起こるのだろうか。また、有権者は何を基準に投票するのだろうか。それにより日本の経済政策はどのような影響を受けるのか。私たちはこれらに注目して分析を行う。

その議論の中で私たちが注目したのは政策の違いである。二大政党制において重要となってくるのは各政党・有権者の行動である。まず政党の動きに着目すると、各政党は得票を最大化するため、人数が最も多く分布している選好の有権者をターゲットにして政策を打ち出すと一般的に言われている。このようなことが本当に起こっているのか。このことを検証するために各政党のマニフェストを用いた主成分分析を行った。分析の結果、政党の政策は収束していないとわかった。その結果を受け、「有権者は政策の質の高い候補者に投票しているのではないか」という新たな仮説を導いた。それを検証するために、選挙公報を用いた回帰分析を行う。結果、政策の質と投票行動には相関がないとわかった。よって、各政党の政策の質と有権者の投票行動にはなんら相関がないため、二大政党制は経済政策に影響を与えることがないという最終的な結論を導く。

選挙は国民が政治に関与できる重要な方法の一つである。しかし、このままでは候補者あるいは政党が質の高い経済政策を打ち出しても有権者の投票行動に影響しない。さらに、政党は質の高い経済政策を打ち出そうとしない。このような悪循環が起こってしまう。ここでマニフェストサイクルを定着させるための政策提言を行う。マニフェストサイクルの定着により、政党の政策と有権者の投票行動との関係が強くなる。結果、政策内容が争点になる選挙となり、よりよい政策が打ち出され、日本社会がよい方向へ導かれると考える。

1章 二大政党制の定義と日本の現状

二大政党制の本格化が経済政策に与える影響を論じる前に、本章では私たちの考える日本の二大政党制の定義を述べる。その上で、現在の日本において二大政党制が本格化していると言えるのか、小選挙区制の導入や近年の選挙の得票率から考察していきたい。

1節 二大政党制の定義

(1) 定義の必要性

二大政党制とは、政党システム概念のひとつである。政党システムとは、川人(2001)によると「政党が選挙において競争し、政権担当において協力する相互作用の構造全体」と定義されている。

政党システムは現在までに多くの研究者によって分類・類型化されてきた。彼らは議会に存在する政党数、それらが占める議席数の割合、政党間のイデオロギーの距離などを基準に分類・類型化を行ってきた。しかし、政党システムの分類・類型化は容易ではない。なぜなら事例の曖昧さや、時間的変化などの問題があるからだ。事例となる各国ごとの政党システムは様々であり、それらを単一、もしくは複数の基準を用いて厳密に分類・類型化することは難しい。また、事例となる政党システムが時間とともに変化していくことで、一旦確立された分類・類型化の基準が適切でなくなることも考えられる。

よって、日本において二大政党制が本格化するかを論じる前に、二大政党制を定義することが必要である。換言すれば、どのような基準をもって二大政党制とするのかを明らかにしなければならない。

(2) 日本の二大政党制とは

私たちの二大政党制の定義を示す前に、G.Sartoriの二大政党制の定義を参考としてあげたい。1976年に示されたSartoriの政党システムの類型化方法は、現在最も大きな影響力を持つといわれている。岡沢・川野(1992)によるとSartoriは二大政党制の条件として以下の四つをあげている。

二つの政党が絶対多数議席の獲得を目指して競合している。

二党のうちどちらか一方が実際に議会内過半数勢力を獲得するのに成功する。

過半数を得た政党は進んで単独政権を形成しようとする。

政権交代が行われる確かな可能性がある。

現在の日本において、二つの政党とは言うまでもなく自民党、民主党である。

2003年11月の衆議院議員総選挙では、選挙前に自由党と合併した民主党が177議席を獲得する大躍進を見せた。この時期から新聞報道などで、二大政党制の到来が騒がれるようになった。ところが、2005年9月の衆院選で自民党と民主党の議席比は大きく開き、一転して二大政党制が遠のいた、などと言われるようになった。しかし加藤(2004)は「小選挙区制では個々の選挙での議席は開くのが一般的で、議席伯仲をもって二大政党制と考えるのは、中選挙区制に馴染んだ日本的誤解なのだ」と指摘している。この指摘から、小選挙区比例代表制をとる日本において、二大政党制を判断する際に議席数の差が重要でないことがわかる。小選挙区制の特性については後ほど詳しく触れる。

以上の Sartori の定義、加藤の指摘を参考にして、私たちは現在における日本の二大政党制の定義を「二つの政党間で政権交代の可能性があること」とする。単純に有力な政党が二つあるのではなく、政権担当能力を持ち、政権獲得の意志がある政党が二つ存在することが、現実的な二大政党制の姿であると考えた。

すでに二大政党制の代表格と言われているイギリス、アメリカを見ても、何年かのサイクルで政権交代が起こっており、その度に経済政策にも大きな変化を与えている。両国において、二大政党はどちらも政策実行能力があり、国民が求めている政策を打ち出すことによって支持を得ている。

日本では1996年に自民党の一党独裁状態の中で政権獲得を狙った民主党が誕生し、同じく1996年の衆議院選挙から小選挙区比例代表並立制が導入された。以降、選挙を重ねるごとに自民党と民主党の政権獲得競争が起こっていると一般に言われている。

では、実際に日本は二大政党制に近づいているのか、自民党から民主党への政権交代の可能性はあるのか、次節で検証していきたいと思う。

2 節 日本の二大政党制化

(1) 小選挙区制の導入

二大政党制化を検証する上で小選挙区比例代表並立制、厳密には小選挙区制の導入を考慮する必要がある。小選挙区制とは、一つの選挙区から一人の代表者を選出する選挙制度である。日本では1994年の選挙制度改革によって、衆院選において小選挙区比例代表並立制が採用されるようになった。では、小選挙区制の導入は日本にどのような影響をもたらすのだろうか。日本は二大政党制に近づいていくのだろうか。

小選挙区制の導入によって二大政党制に近づいていくことを説明したものに、デュベルジェの法則がある。その要因は二つに分けられる。

一つ目に、自動機械的要因がある。小選挙区制では各選挙区からの当選者が一人になるので、全体の支持の中で有力な政党が議席の多数を占めることになる、というものである。小選挙区において、いくら第一位と第二位とで票が競っていたとしても、一番票を得ることができた候補者しか当選しない。よって、小さい政党よりも大きい政党に有利に働くのである。

二つ目に、心理的要因がある。小選挙区制においては、第三政党以下の小政党の支持者は自分の票が死票になることを嫌って、当選確率の高い有力な政党の候補者のなかから、より自分の選考に近い候補者を選択し投票する。その結果、有力な政党に票が集中し、二大政党に近づくといいものである。

現在、衆議院の議席数は480議席である。そのうち小選挙区に300議席、比例代表に180議席が配分されている。このことから比例代表制より小選挙区制の性格がより強くなっていると言える。そして、三宅(2001)では、1998年の衆院選において心理的要因が働き二大政党への票の集中があったことを、実証分析によって明らかにしている。

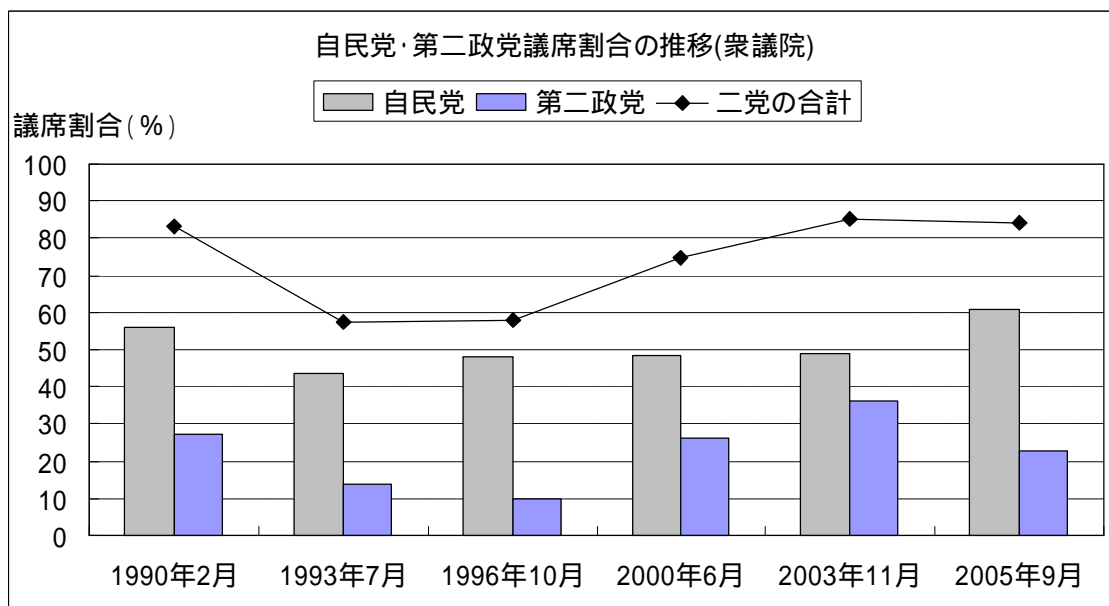
以上のようなデュベルジェの法則を考慮すると、小選挙区制の導入によって日本は二大政党制に近づいていると言えるだろう。

(2) 議席率・得票率からの検証

次に実際に二大政党制になりつつあるかを、議席率・得票率から検証していきたい。小選挙区比例代表並立制が採用されている日本においては、二大政党制を判断する基準として得票率を考慮することが妥当であると述べた。しかし、まずは議席数の推移に注目し、その後得票率に注目したい。議席率・得票率を比較することで、小選挙区制の特徴も明確になるであろう。

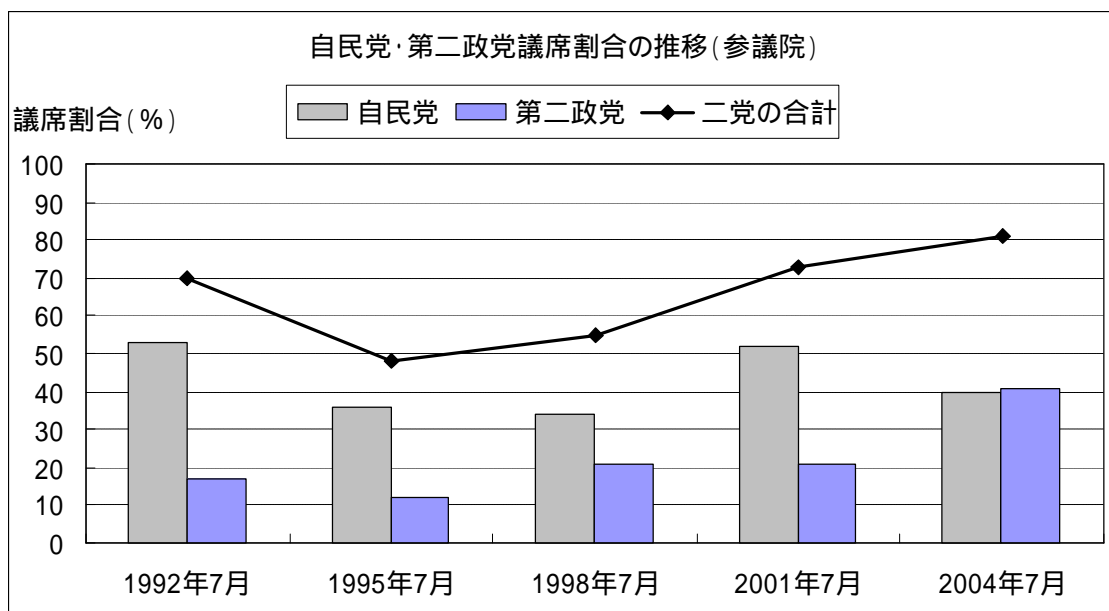
民主党は1996年の結党以降、98年に解散した新進党議員の吸収、2003年の自由党との合併を経て現在では衆議院・参議院ともに自民党に次ぐ第二党となっている。果たして自民党と民主党の間で政権交代の可能性はあるのだろうか。

まず、1990年以降の衆議院・参議院議席割合の推移を見ていく。



上の表を見ると、衆議院において2003年の選挙以降、自民党と第二党の議席割合の合計は80%を超えていることがわかる。自民党は第二党の議席割合の変化に関わらず、他の政党に差をつけ、安定した議席割合を維持している。2003年の選挙からは第二党と徐々に差が広がっている。この結果を見る限りは、依然として自民党の一党優位体制が続いていると言えるであろう。

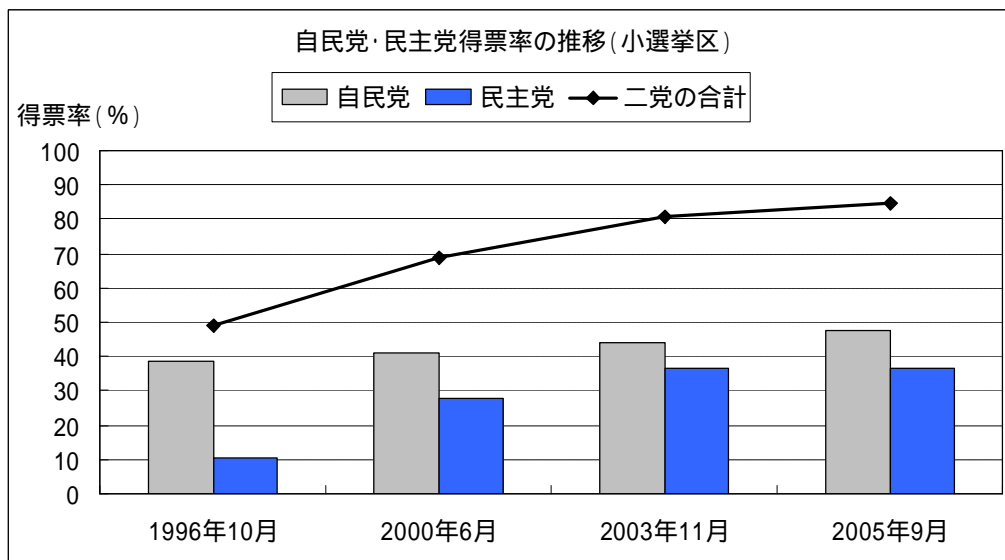
下は参議院の議席割合の推移である。



二党の議席割合の合計は2004年の参議院議員選挙で80%を超えた。これには、2000年の選挙からの民主党の議席割合の伸びが大きく関係している。そして2004年の選挙では、民主党の議席数が自民党のそれをわずかながら上回っている。

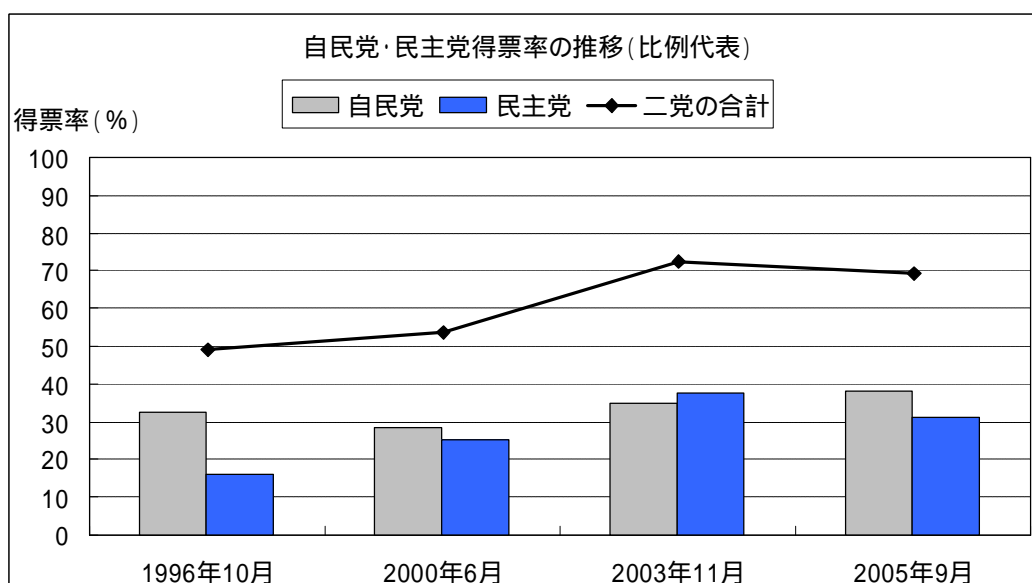
もちろん、参院選の結果だけで政権与党が決定するわけではない。しかしながら、これ以降も民主党が自民党の議席割合を上回る可能性があり、政権交代の可能性も十分にあると考えることができる。

次に小選挙区比例代表並立制が導入された1996年以降の衆院選の得票率の推移を見ていく。



まず小選挙区得票率の推移を見ると、自民党の得票率は少ししか伸びていないのに対して、民主党の得票率の伸びは大きくその差が縮小していることがわかる。民主党の得票率の伸びに伴い二党の得票率の合計も80%を超えており、これから先も得票率に変化があることで民主党が自民党の得票率を上回り、政権交代が起こる可能性は十分にあると言える。

次に比例代表の得票率の推移について見る。



比例代表制において、二党の合計は2003年に70%を超えている。また、図を見れば明らかなように自民党と民主党の得票率に決定的な差はなく、互角に張り合っていると見える。2003年の衆院選では、結果的には自民党が政権を担うかたちになった。しかし比例代表制に限れば得票率は民主党が自民党を上回っており、政権交代の可能性があることを示唆するような結果になっている。

以上のように議席数と得票率の推移を見てきた。小選挙区では自民党・民主党の合計の得票率は2005年では90%に達している。比例代表で70%にとどまっているのは、二党以外にも票が分散しているためである。

衆議院での二党間の議席数の差は、2005年の選挙結果では大きく開いているが、得票率ではそれほどの差がない。得票率ではそれほど差がないのに、議席数において自民党がリードしているのは、デュベルジェの法則の自動機械的要因が働いているためであると考えられる。また、自民党が2003年の衆院選で勝利した他の要因として、川人(2004)では公明党との選挙協力が有効に働いたことを実証分析により明らかにしている。加藤(2004)でも、自民党の2003年の勝利には公明党との選挙協力が強く働いたと指摘している。このような要因も自民党に有利に働いているのかもしれない。しかし、デュベルジェの法則は自民党にだけ有利に働くわけではない。民主党がこの先、わずかな得票率の伸びによって議席割合を大幅に伸ばす可能性は十分にある。

小選挙区制では一つの選挙区から一人の候補者しか当選しないため、死票が多く、得票率が議席数に反映されにくい。事実、衆議院において自民党と民主党の議席割合は大きく開いているが、得票率には二党間で大きな差はない。小選挙区におけるデュベルジェの法則を考慮すると、民主党が衆議院で過半数の議席を確保する確率は十分にありうると考えられる。

以上を考慮すると、現在の日本は二大政党制に近づいているという結論を導くことができる。

2章 政策の収束をめぐる理論とその実際

主成分分析による考察

1章では、小選挙区制の導入や得票率の推移を見ることによって、日本が二大政党制になりつつあることがわかった。この章では二大政党制になると政策は収束するのか、それとも分散するのか、について主成分分析を用いて考察する。

1節 中位投票者定理

この節では政党が得票の最大化のために、政策を中位投票者の選好に近づけるという、中位投票者定理について説明したい。

政党の行動原理について、公共経済学では数多くの研究がなされてきた。その中でも中位投票者定理は、支配的な理論の一つとなっている。井堀(2005)によると、中位投票者定理は次の三つの条件が満たされるとき、成立するとされている。

投票対象となる財・サービスが一つに限られ、それをどの量まで供給するかのみが争点となる。

すべての投票者の選好が単峰型であり、選択対象に大小関係がつけられ、各個人にとって効用最大化点から離れるほど効用が単調に低下する。

どの投票者もある二つの選択肢について投票する。

これらの条件が満たされるとき、「多数決投票によって中位投票者の効用最大化点が安定的、支配的な社会的決定として選択される」とするのが中位投票者定理である。

井堀(2005)では、中位投票者定理は財政支出などの公共財の供給規模を決定する際や、何らかの政策変数で選挙が争われる場合に働くとしている。しかし川人(2001)では、中位投票者定理は小選挙区において特に働くものであり、保守・リベラルなど、一次元的空間にてその効果は現れるとしている。すなわち中位投票者定理は公共財の供給規模のような量的な問題だけでなく、政策課題のような質的な問題にも応用できることがわかる。

政党が政権獲得を目指して行動し、中位投票者定理が成立する場合には、中位投票者の選好により近い政策を公約した政党の方が多くの得票を得ることになる。よって二つの政党間で公約する政策に大きな違いがあっても、それらは次第に収束していくと考えられる。井堀(2005)ではこのような政策の収束の例として1990年代のアメリカ民主党のクリントン政権やイギリス労働党のブレア政権、野党の福祉重視政策を取り込んだ70年代の自民党をあげている。

2 節 主成分分析

(1) 仮説の設定

中位投票者定理によると、二大政党制が本格化すれば、二党の政策は収束すると考えられる。しかし、現在の日本において本当に中位投票者定理は機能し、政策は収束しているのであろうか。以下では、「日本において、中位投票者定理は機能しておらず、政策は収束していない」という仮説を検証し、その結果を考察していく。

(2) 分析手法

「日本において、中位投票者定理は機能しておらず、政策は収束していない」という仮説を検証するにあたって、私たちは、各政党が出しているマニフェストに着目した。マニフェストに着目した理由は、各政党の政策の特色が色濃く反映されることが考えられるからである。先行研究を見ても、堤(2006)や松本(2006)において政策を研究する際にマニフェストを使用していることから、私たちの立てた仮説を検証するためにマニフェストを使用することが妥当であると判断した。この際、2005年衆議院議員総選挙の自民党、民主党、公明党、社民党、共産党の五政党のマニフェストを資料として用いた。定量化の方法は以下の通りである。

まず、自民党のマニフェストを元に、経済政策に関係のある96項目を選び、それらを8つの大きなカテゴリーに分別した¹。そして、五政党のマニフェストを項目ごとに、定量化を行った。定量化の方法は、与党である自民党の政策を基準と考えて、0とし、残る四政党については、自民党と同じ内容、同じ数値を述べていれば0、自民党と違う内容、違う数値を述べていれば2、わからない、または記載されていない場合は1とした。こうして、自民党と四政党との政策の差異を96項目において定量化した。

そして、上で述べた手法によって定量化されたデータを使い、主成分分析を行なうことで、五政党の政策の収束具合を検証する。主成分分析の種類として、全96項目で分析したものと、各カテゴリー別で分析したものの合計9個の分析結果が算出された。以下にその概要を示す。

¹項目わけや、カテゴリーわけについては補足資料表 - 1 を参照。

表2 主成分分析 自民党と四政党との政策の距離 グラフ
 全体(8カテゴリー合計)

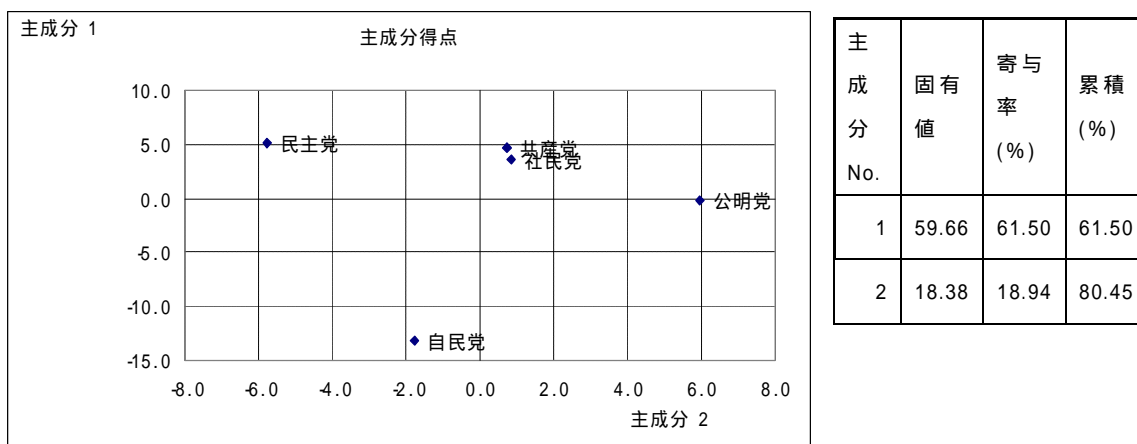


表3 主成分分析 自民党と四政党との政策の距離 まとめ

	全体	A	B	C	D	E	F	G	H
民主党	18.7685	8.2329	6.547	5.8284	5.5231	7.3686	4.5118	6.9687	7.6224
公明党	15.1893	6.7822	4.9019	5.5517	4.2005	4.7125	1.286	6.4511	6.9626
社民党	17.0819	7.6682	5.5252	6.6862	4.572	6.3496	3.1868	5.934	7.606
共産党	18.1143	8.221	5.5252	6.6862	4.7414	6.5717	2.6628	6.856	8.1522

表2は、自民党と四政党の政策の収束具合を主成分分析によってグラフ化したものである²。このグラフは、自民党と四政党との政策の距離を現している。自民党と四政党との各点が離れていればいるほど、政策に違いがあることを示している。ここでは、96項目全体の政策の収束具合を見るものを掲載した。

表3は、上記の手法で導いた、自民党と四政党との政策の距離を数値化したものである。数値が大きければ大きいほど、政策が分散していることを表し、数値が小さければ小さいほど、政策が収束していることがわかる。これらのデータをもとに、以下で考察を述べる。

² 8つのカテゴリーについて、自民党と各政党の距離をグラフ化した表については補足2を参照。

3節 分析結果の考察

主成分分析によって算出されたデータをもとに、「日本において、中位投票者定理は機能しておらず、政策は収束していない」という仮説を考察する。

まず、96項目を主成分分析にかけたデータを見ると、自民党と民主党、共産党、社民党、公明党の間には、いずれも政策に差異が生まれていることが顕著に読み取れる。ここで意外なことに、自民党と公明党の間にも、政策の差異が生まれていることがわかった。連立政権といえども、その政策位置は異なっていることが明らかになった。

また、8つのカテゴリーごとに主成分分析を行ったデータを見ても、自民党とその他の政党との間で、政策に差異が生まれていることが読み取れた。とりわけ、自民党と民主党の距離が四政党のうちもっとも離れているカテゴリーは8つのうち6つもあり、自民党と民主党の政策の差異は顕著に現れていると言える。

このことから、「日本において、中位投票者定理は機能しておらず、政策は収束していない」という仮説は、立証されたといえる。つまり、日本の二大政党間において、政策は収束していないのである。

3章 政策の差異と投票行動

有権者の投票基準に関する実証分析

前章では、2005年のマニフェストにおいて政権獲得を狙う二つの政党の政策は収束しておらず、中位投票者定理は現在の日本では機能していないということが、主成分分析によって証明された。ここでは、有権者の投票基準は選挙公報の質であると仮説を立て、回帰分析を行っていく。

1節 仮説の設定

前章より、現在の日本は二大政党制に近づきつつあるが、中位投票者定理はあてはまらず、政党の政策は収束せずに差異が生まれるということが分かった。よって、選挙の際には二つの政党から、二種類の政策が打ち出されるだろう。

では、有権者はどのような判断基準で投票しているのだろうか。

候補者の人柄や、政党の好き嫌いかもしれない。また、政党のイデオロギー、政策の内容、政策の実現性など様々な基準があるだろう。

その中でも、私たちはマニフェストの質に注目した。その理由は近年マニフェストが本格的に導入され、マスメディアなどでも注目され始めたことにより、マニフェストを用いた選挙は一般的になってきているからである。マニフェストが広まることにより、各政党は、政策の具体性や実現性を示すなど、マニフェストに力を入れなくてはならない状況になっている。マニフェストは、有権者が各党の政策を知る手段である。また同時に、各政党が政策を有権者に示せる手段であると言える。私たちは有権者がマニフェストを見て投票しているならば、政策がより詳しく記載されていて、その政党が何をしてくれるのか、当選すると日本はどう変わるのかが理解しやすい政党に投票するのではないかと考え、「有権者は選挙の際に政策の質が高い候補者に投票する」という仮説を導き出した。

1章において、私たちは二大政党制と小選挙区制の関連性について述べた。今回の分析では2005年衆議院議員総選挙の小選挙区のデータを使用したいと考える。小選挙区制の選挙では、有権者は候補者の名前を書いて投票する。候補者の政策内容を知る手段としては、選挙公報がある。私たちは、選挙公報はマニフェストと同等の扱いができるだろうと考えた。

次節以降では、上述した仮説について小選挙区立候補者の選挙公報を見て検証していきたい。

2節 先行研究の整理

300小選挙区の選挙公報を用いて、政党行動や投票行動について実証分析した先行研究としては、松本（2006）や堤（2006）が挙げられる。

松本（2006）では、「政党本位の選挙」と「政策本位の選挙」という2点について、小選挙区比例代表制が導入された以降、他の規定要因と比較して政策的な選挙公約が投票参加（投票率）にどう影響しているのか、制度改革後の投票率は政策差異によって影響を受けるのか、ということ、1996年と2000年の衆議院議員総選挙を取り上げて分析³し、明らかにしている。

分析の結果、

1996年では都市化度や1票の重みの影響力は非常に強く、いずれのモデルでも活性度は影響力がない。政策差異については、政党よりも候補者が何を訴えたのか、その内容が候補者によってどれほど違うのかが投票率に正に影響している。

2000年を見ると、都市化度、1票の重みの影響力は非常に強く、政策差異は、候補者よりも政党間の選挙公約の違いの大小こそが投票率に大きく影響した。1996年と2000年を比較すると、政策差異は少なからず投票率に影響を及ぼしており、候補者間の政策の差異は2000年になってその影響力を弱め、反対に政党間の政策差異は影響力を増した。

ということが導き出される。

この結果から松本は、

1996年より2000年の方が投票率に対してより影響していることは、選挙制度改革が企図した「政党本位の選挙の実現」を示唆している可能性がある。定数不均衡をできる限り是正することが、投票率の向上につながる。と考察している。

堤（2006）では、2003年の衆議院議員選挙の300選挙区選挙公報を使用し、「日本の有権者はどの政策領域を重視するのか」、「候補者はどの要因によって、重視する政策領域を決定するのか」、「政策は集中しているのか」、「政策が集中するか否かを決める要因はなにか」を4種類の分析⁴により明らかにしている。

堤はその中でも、「政策集中度の決定要因」の分析から、政策領域は

農村的な選挙区ほど重複し、都市部であるほど分散する。

当選回数之差が大きいほど分散させ、小さいほど集中させている。

接戦区であるほど集中し、無風区であるほど分散する。

のような傾向があると導き出している。

³松本（2006）では、被説明変数に得票率、説明変数に政策差異、一票の重み、活性度、都市化度を用いて、3つのモデル式を作り分析している。詳しくは補足資料3を参照。

⁴堤（2006）では、被説明変数に言及率、説明変数に都市化度、候補者の認知・評価を表す変数、得票率差を用いて分析している。詳しくは補足資料4を参照。

また考察では、

農村部では有権者のニーズが明確であり、これに各候補者が応えとともに、全国的な政策領域にも目を配ることで政策の集中が起こっていると考えられる。

当選を争う二人の候補者は、接戦であるほど同じ有権者集団を対象としたキャンペーンを行っていることが推察できる。

候補者のキャリアによって、ターゲットにする有権者集団が異なる可能性がある。

知名度などで優位に立つ候補者は独自の政策的アピールを行い、キャリアの浅い候補者は幅広い層からの支持を狙うために特定の政策領域に絞らない戦略を取る可能性がある。

経験豊かな候補者は、政策的な能力を誇示するために幅広い政策領域をカバーし、キャリアの浅い候補者は政策的に関心の高い層の支持を狙い、特定の政策領域に重点化した戦略をとる可能性がある。

としている。

2005年の衆議院議員総選挙を実証分析したものに、蒲島・菅原（2005）が挙げられる。

具体的に蒲島・菅原（2005）では、被説明変数に2005年の自民党得票率から2003年を引いた「得票率差」を置き、人口集中地区人口割合、DID人口比率を用いた「都市化度」、2005年から2003年を引いた「投票率差」、造反議員がいる選挙区を1、他を0とする「造反選挙区ダミー」、以上3つの説明変数を用いて回帰分析を行っている。

分析結果から、

自民党は都市部の得票率を年々伸ばしており、今回の選挙でも農村部に匹敵する得票率を獲得している。

投票率の上昇が全国一律に自民党の得票率上昇につながったことではない。

自民党の公明党に対する依存度は減っている。

という考察を行っている。

これらの先行研究のモデル式、分析結果を考慮しつつ、次節では有権者の投票行動について300小選挙区の選挙公報を用いて実証分析を行いたい。

3節 モデル式の推計

私たちの仮説は、「有権者は選挙の際に政策の質が高い候補者に投票する」である。私たちは、2005年衆議院選挙の小選挙区選挙公報を用いてクロスセクションで重回帰分析を行った。モデル式は以下に示すとおりである。

$$Y_i = \alpha_1 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 i + \beta_3 X_3 i + \beta_4 X_4 i + \beta_5 X_5 i + U_i$$

被説明変数には、自民党の得票率から民主党の得票率を引いた値を「得票率差」として使用した。説明変数には、「公報の質」、「都市化度」、「当選回数差」、「利益誘導型政策」、「造反選挙区ダミー」を用いる。

まず、被説明変数 (Y_i) のデータの詳細を説明する。

被説明変数には、選挙区ごとに自民党と民主党の「得票率差」を使用している。この場合、自民党が勝った選挙区はプラス、民主党が勝った選挙区はマイナスの値になる。データは、asahi.com『2005 総選挙』から抽出し、(自民党得票数 - 民主党得票数) / 投票数で算出した数値を使用している。

次に、説明変数に用いた4つの変数と1つのダミー変数について説明する。

公報の質の差 (X_1) = 自民党候補者の選挙公報の質 - 民主党候補者の公報の質

候補者が提示する政策の具体性を示す変数として用いている。私たちの仮説である「有権者は選挙の際に政策の質が高い候補者に投票する」により、予想される符号はプラスである。

私たちは、より詳しく政策を述べている方が公報の質が高いと定義づけた。このため、選挙公報の定量化方法は詳しくに重点を置いたものとなっている。

定量化方法⁵は、各選挙区の選挙公報に書かれている候補者の公約が、主成分分析で使用した8個のカテゴリーから、郵政選挙といわれた2005年の総選挙ということもあり、行政改革から郵政を独立させ、合計9個のカテゴリーの中のどれに当てはまるか検討する。次に、カテゴリーごとにつき公約が、載っていないならば0と置き、載っているが説明が少なく、具体的な数値目標の明示がないならば1、説明が多い、または数値目標も明示があるならば2、また、説明が多く、数値目標も明示されているならば3と置いた。最後にカテゴリーごとに出てきた数値を合計した値を変数として使用する。このように候補者の選挙広報の質を点数化し、合計値を出す。その後、自民党の合計値から民主党の合計値を引き、選挙公報の質の差とする。

⁵ 詳しくは補足資料5を参照。

都市化度 (X_2) = DID 人口比率

松本(2006)では、1996年と2000年において都市化度が投票行動に影響していると示されていた。また、選挙公報を使った実証分析を行っている堤(2006)や蒲島・菅原(2005)でも使用されていたことから、今回のモデル式に用いた。データは、菅原琢『2003年衆議院選挙区別都市度』に記載されているDID人口比率を基にしている。数値は、大きければ大きいほど都市化していると言える。

蒲島・菅原(2006)では、2005年の選挙では常々言われていた「自民が農村、民主が都市部」という法則が薄れていたと述べられている。しかし、従来の法則が成り立っているとすれば、得票率差が正の値で大きければ大きいほど、都市化度の値は低く、また、得票率差が負の値で大きいほど、都市化度は高くなっているはずである。したがって、予想される符号はマイナスである。

当選回数差 (X_3) = 自民党候補者の当選回数 - 民主党候補者の当選回数

政治家としての経験値を示す変数として候補者間の当選回数差を使用している。当選回数が多い候補者ほど、有権者の信頼を得ることができ、なんらかの影響を与えるだろうと考えた結果、投入することを決めた。松本(2006)、堤(2006)でも「活性度」「候補者の認知・評価を表す変数」として使用されていたため、今回のモデル式に用いた。当選回数が多い候補者ほど当選が容易であり、当選回数差が大きいほど得票率差は広がると考えられる。そのため、予想される符号はプラスである。データは、asahi.com『2005総選挙』を基にしており、自民党と、民主党の各候補者の当選回数を引いたものである。

利益誘導型政策の差 (X_4) = 自民党候補者の利益誘導型政策の質

- 民主党候補者の利益誘導型政策の質

これは、候補者の選挙区密着度を示す変数として用いている。自らの選挙区に有益な政策を掲げている候補者は、多くの票を得ていると考えた。利益誘導型政策差が大きくなるほど、得票率差も広がると考えられるため、予想される符号はプラスである。使用するデータは、『2005年衆議院小選挙区選挙公報』である。「公報の質」と同じ定量化方法を用いたが、この場合は地元密着した政策だけに限定し、自民党の候補者の合計値から民主党候補者の合計値を引いたものを各選挙区の変数として使用する⁶。

⁶公報の質の差と利益誘導型政策の差は同じ選挙公報の政策に注目しているが、この二つには相関がなかったため、ここでは説明変数に二つを独立して置いている。詳しくは補足資料6を参照。

造反選挙区ダミー (X_5)

2005年の衆議院選挙は郵政選挙と呼ばれるほどに、郵政民営化関連法案が争点になった。郵政民営化に反対した自民党議員は離党扱いとなり、無所属での出馬となった。彼らが出馬した選挙区には自民党から対立候補が送り込まれ、メディアでは対立候補が「刺客」として取り上げられ話題になった。

私たちは、そのような選挙区では他の選挙区とは何らかの構造的な変化が見られるのではないかと考え、分析の際、それらの選挙区にダミー変数を用いた。これらのダミー変数は造反選挙区ダミーと呼称する。郵政民営化造反者が出馬した33選挙区のうち、自民党、民主党がともに出ている29選挙区に1を入れ、それら以外を0とした。

そのような選挙区では、～のダミー変数以外に何らかの要素が投票行動に影響すると考えられる。例えばメディアに取り上げられる機会の多かった刺客候補者たちは有権者の認知度も高まり、発言回数も増加するので民主党候補よりも有利に選挙運動を展開することができるだろう。このような予想に立つと、ダミー変数に予想される符号はプラスになる。

今回の研究では自民党と民主党の二大政党制化を前提に検証しているので、自民党と民主党の数値のみを使用する。300小選挙区のうち自民党が出ていない10選挙区、民主党が出ていない11選挙区の合計21選挙区は数値が取れないのでサンプルから省いた。さらに、自民党との選挙協力によって連立与党になっている公明党の存在だが、先の分析で自民党と公明党の政策は離れており、同じものとは考えがたいという結論になり、サンプルから省いた。よって、サンプル数は279選挙区になる。(i=1~279)

以上の被説明変数と説明変数を用いて、次節では分析結果を考察する。

4節 分析結果の考察

前節であげたモデル式と個々のデータを用いて行った回帰分析の結果は以下の通りである。各説明変数・ダミー変数の分析結果について考察する。

説明変数	係数	t値	p値	
公報の質の差	0.001263	1.26688	0.206278	
都市化度	-8E-05	-0.28248	0.777788	
当選回数之差	0.017586	8.502345	1.23E-15	***
利益誘導型政策の差	-0.00111	-0.32597	0.744696	
造反選挙区ダミー	-0.02028	-0.75253	0.452379	
定数項	0.109036	5.236607	3.27E-07	***
補正 R ²	0.220060366			

***...1%で有意

公報の質の差 (X₁)

符号は予想された通りプラスであったが、p値は0.1以上であり、有意な結果は得られず、公報の質の差は、選挙結果に影響しないことがわかった。有権者は必ずしも公報の質の高い候補者に投票していないということである。つまり、公報をより具体的に、詳しく作成することは得票に結びつかないことがわかった。

都市化度 (X₂)

都市化度の予想される符号はマイナスであった。予想通り符号がマイナスに働いたがp値は0.1以上で、有意な水準は得られなかった。蒲島・菅原(2006)でも指摘されていたとおり、2005年の選挙では自民党が都市部でも得票を集めたため、「自民が農村、民主が都市部」という法則が薄れていたからだと考えられる。

当選回数之差 (X₃)

予想通り符号はプラスであり、またp値は0.01未満であり、有意な結果が得られた。自民党・民主党に関わらず有権者は当選回数が多い候補者に投票していることがわかった。

利益誘導型政策の差 (X_4)

予想された符号に反しマイナスとなったが、p値は0.1以上で有意な結果は得られなかった。分析前の予想では、有権者は選挙区地域に利益を誘導するような政策を掲げる候補者により投票する傾向があると思われた。しかし、分析結果は有権者が必ずしもそのような政策を掲げている候補者に投票しているとは限らないことを示している。

造反選挙区ダミー (X_5)

予想に反し符号はマイナスに働いたが、p値は0.1以上で、有意な水準を得ることはできなかった。造反選挙区では、他の選挙区に比べて何らかの構造的な変化があると予想された。しかし、分析結果からそのような構造的変化を認めることはできなかった。

四つの変数と一つのダミー変数の分析結果を考察してきたが、有意な水準が得られたのは当選回数差のみであった。すなわち2005年の衆議院選挙に限れば、有権者の投票行動の中で重要と言えるのは候補者の当選回数差のみということになる。

私たちの仮説は「有権者は選挙の際に政策の質が高い候補者に投票する」であった。しかし今回の分析結果から、選挙公報の質が高まることが必ずしも投票行動に影響を及ぼさないことがわかった。選挙公報の質が投票行動に影響しないということは、有権者が候補者の掲げる政策を参考に投票を行っていないということである。そのような状況では二大政党制が本格化しても、経済政策になんら影響を与えることはない。

以上の結果を踏まえて次章では政策提言を行う。

4章 政策提言

1章の2節、現状分析において、現在日本では二大政党化が進んでいることがわかった。また2章では、中位投票者定理は働いておらず政党の政策は収束していないことがわかった。さらに前章で、選挙公報の質は有権者の投票行動になんら影響を与えていないことがわかった。よって、二大政党制の本格化は経済政策には何の影響も与えないという結論に至った。本章ではこの結論から現状の問題点について整理し、政策提言を行っていく。

政党の得票率が選挙公報の質に左右されないということは、候補者あるいは政党がどんなに質の高い経済政策を打ち出しても有権者の投票行動に影響しないということである。このような状況では政党は質の高い経済政策を打ち出そうとしない。それに加えて、政治は有権者の意思を反映したものでなくなる。

私たちは、この問題の原因がマニフェストまた選挙公報の扱われ方・あり方にあると考えた。マニフェストが日本で本格的に導入されたのは2003年であり、それから現在までわずか3年しかたっており、マニフェストの認知度はいまだに低い。また選挙公報においては記載する内容は候補者によって様々であり、候補者の掲げる政策について有権者は十分に理解できていない。そこで私たちは、マニフェストサイクルを定着させるという政策提言を行う。

1節 マニフェストサイクルとは

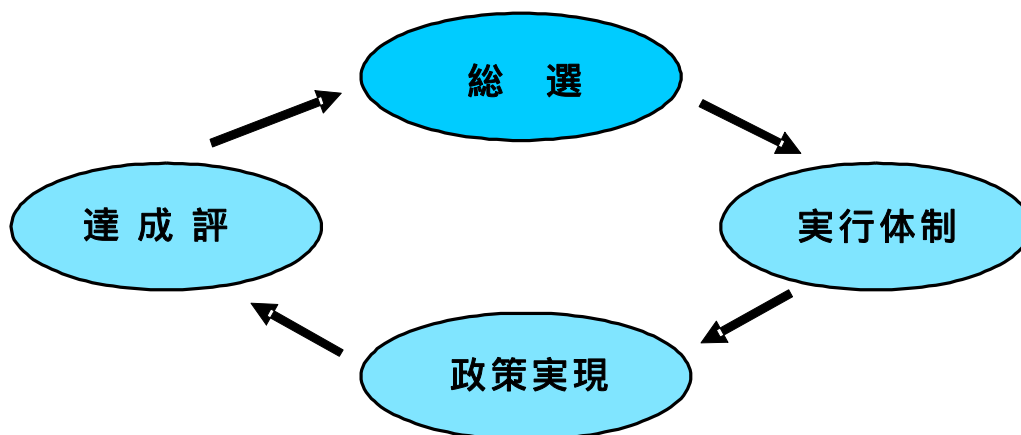
マニフェストサイクルとは、マニフェストの作成 選挙 実行 実現 評価
マニフェストの作成 選挙・・・といった一連のサイクルを指す。

各政党がマニフェストを作成し、有権者は政党が提示した政策プログラムを比較検討して、政策本位で投票を行う。各政党間のマニフェスト競争の結果、政権を獲得した政党はマニフェストを実現に移すことができるようになる。そして、次の選挙では与党はマニフェストの実現・達成度が有権者に評価される。一方、野党は提示する代案や政権担当能力の有無を評価される。こういったサイクルをマニフェストサイクルと呼ぶ。以下に簡単な図を示している。

曾根はHPで「このようなシステムが起動すれば、政府は、迅速かつ機動的に政策を実現できるようになる。マニフェストサイクルが起動すると、選挙の意味が、今まで以上に、選挙 = 政権選択・政策選択・首相選択としての意味づけが明確になる」と述べている。

しかし、日本では上記で説明した通り、マニフェストサイクルは定着しきっていないと言える。そこで、私たちはマニフェストサイクルを定着させ、うまく機能させるような提言を行う。

マニフェストサイクル



曽根 HP より引用

2 節 政策提言

私たちはマニフェストサイクルを定着させるために、三つの政策提言を行う。

- 政策提言 1 マニフェスト・選挙公報を具体的に作る
- 政策提言 2 マニフェストを有権者の目の届くところにおく
- 政策提言 3 評価機関を確立させる

(1) 提言 1 マニフェスト・選挙公報を具体的に作る

現在の政党マニフェストは、政党が独自に作成するものであり、その内容やページ数などについての規定などは一切ない。つまり、数値目標や、実施時期などといった、政策を判断する上で重要となるような項目においても規定されていない場合がある。例として自民党の2005年マニフェストのNPOなど社会活動・ボランティア組織の育成と支援についての項目では、「福祉、教育、文化、環境、国際協力など、さまざまな分野のNPOの健全な育成のため、制度の改正、税制優遇策の抜本的検討を行う」との言及にとどまっている。いつ行うのか、どういった改正になるのかなど、具体性に欠けていることがわかる。また、選挙公報では与えられるスペースは一定のものであるが、記載内容は各候補者の裁量に委ねられており、「男女共同参画社会の実現！」や「年金制度の抜本的改革！」などといった具体性に欠ける政策を記載する候補者も多いのが現状である。

マニフェストを評価する基準としてSMART基準がある。私たちはこのSMART基準を用いて自民党・民主党のマニフェストの評価を行った。結果、自民党に対して民主党の方がよりマニフェストを具体的に作成していることがわかった。

SMART基準には、具体性(Specific)、測定可能性(Measurable)、実現可能性(Achievable)、適切性(Relevant)、期限明示(Timed)の5つの基準がある。これらについて5段階で評価することで、マニフェストを定量的に把握することができる。私たちは分析対象として年金、雇用、少子化対策など、

18の政策分野を挙げ、自民党・民主党両党の評価を行った。評価の結果は以下のグラフに示されている。民主党が2000年128点、2003年222点、2005年285点と徐々にSMART基準を満たしているのに対して、自民党は2000年196点、2003年169点、2005年160点と徐々に満たさなくなっていることがわかった。

7

以上の分析でもわかるように、自民党のマニフェストの具体性は失われつつあることがわかった。また、SMART基準は行っていないが、選挙公報については、各候補者によって政策の具体的内容が様々であることもわかっている。

このままでは国民は各政党あるいは各候補者が掲げる政策について適切に評価できず、マニフェストサイクルを定着させることはできない。具体的な政策内容の記載なしに政策を選択するということは、政策の表面だけを見て評価するということであり、実際に政策が実行されてから選択が誤りだったと気付く可能性もある。選挙時に公約する政策が具体的でない方が、多くの有権者から支持されやすいので、政治家は政策を具体的に提示しない傾向があるとも考えられる。しかしそれでは有権者の民意を反映した政策はとられない。政策の具体的な内容まで見て評価し、選択することは重要なのである。

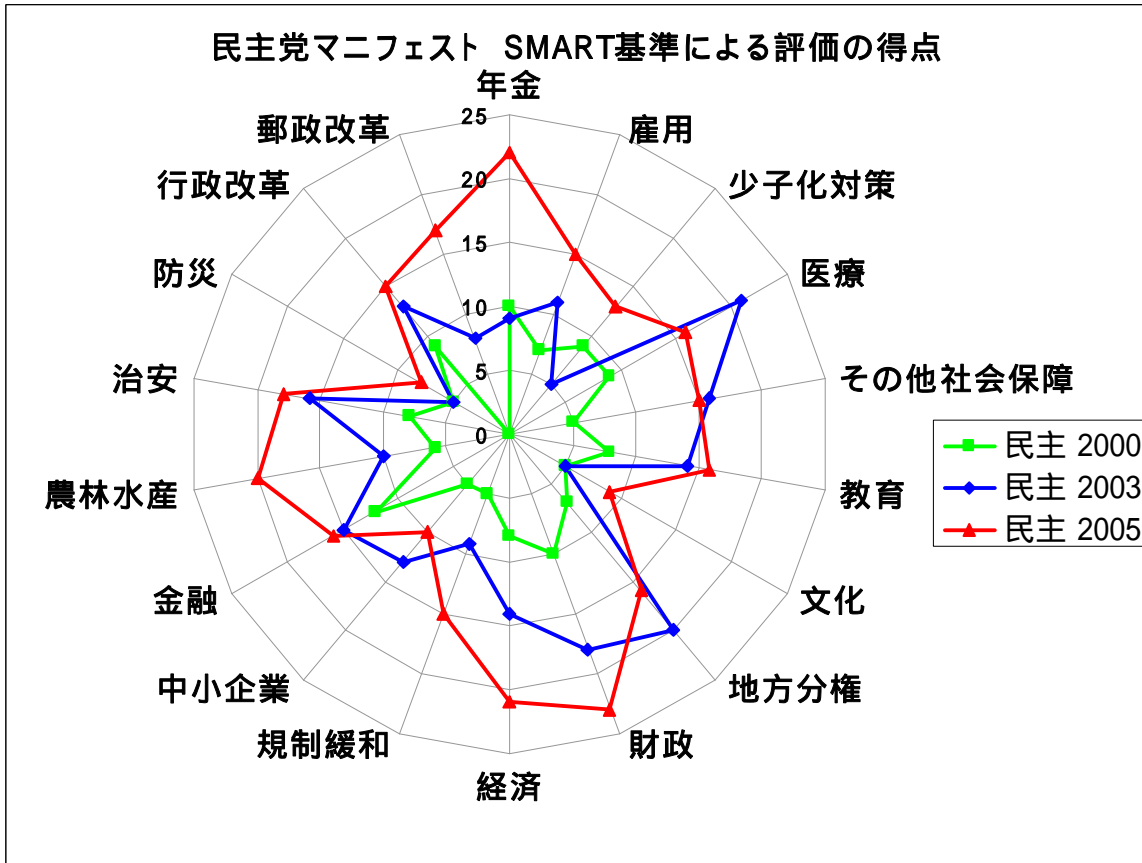
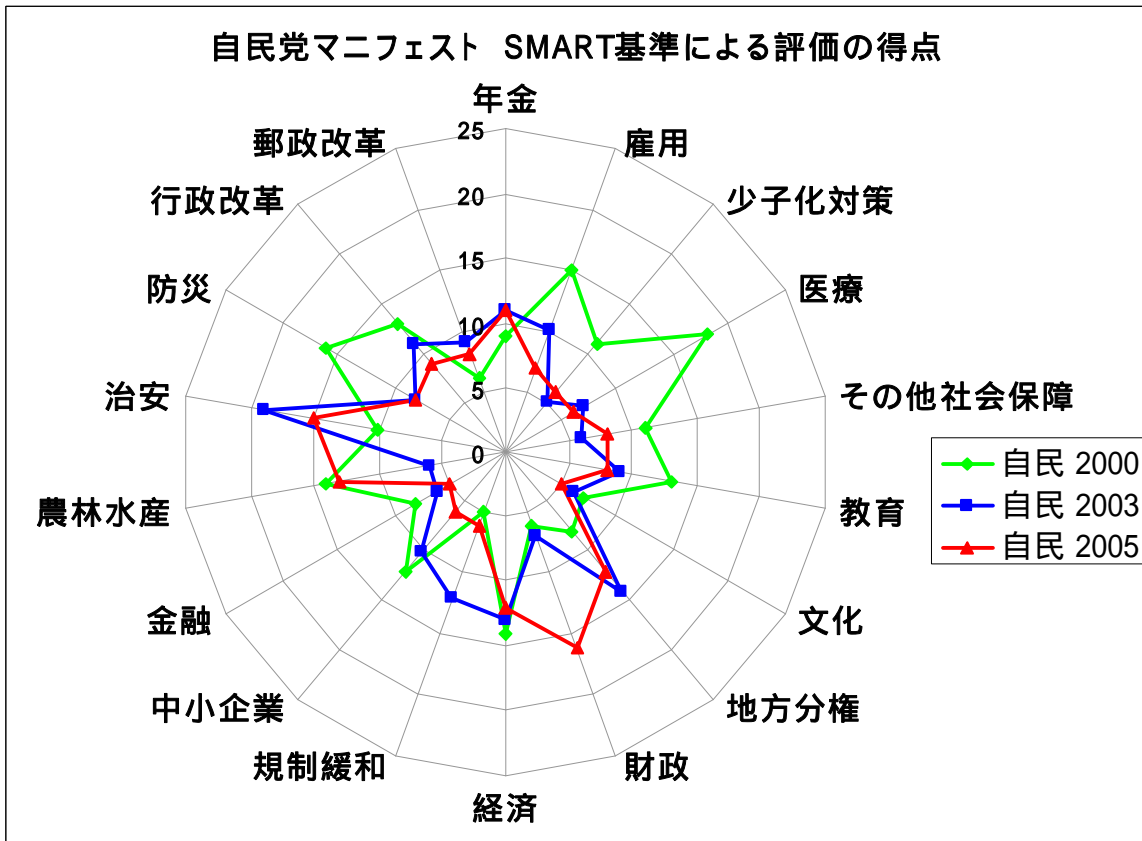
よって私たちはマニフェスト・選挙公報の質をあげる政策を提言したい。

自民党、民主党ともにマニフェストを充実させるのを目指すということは、具体的にはSMART基準から得られる数値を高めるということである。

私たちは有権者が政策の内容まで知ることができるよう、マニフェストにSMART基準の から の5つ盛り込むことを義務付ける。マニフェストを掲げる場合には、具体的な政策を盛り込むこと、数値目標や達成期間などを明示すること、政策手段や政策コスト・財源を明示すること、政策相互間の整合性を明記すること、政策の実施時期や期限などを明示することなどを決まりとしてマニフェストを作成するという提言である。

また、選挙公報においても同様に、政策を掲げる場合には候補者はこの制度に従って、具体的な政策を記載する。そうすることによって、国民は政策の内容で判断することができ、より自分の考えに合った政党、政策を選べるようになるのである。

⁷ SMART基準の定量化方法、及び詳しい結果は補足資料7を参照。



(2) 提言2 マニフェストを有権者の目の届くところにおく

提言1でマニフェスト・選挙公報を具体的にすることによって、有権者が選挙の際により自分の考えにあった政策を掲げている政党、候補者を選択できるようになるとした。

しかし、どんなにマニフェストの質を良くしたり具体的にしたとしても、有権者が選挙の際に参考にしなかつたり、目にしなければ意味がない。

現在、日本ではマニフェストを受け取ることのできる場所は制限されている。それは、公職選挙法第142条の2第2項で、次のように頒布が限定されているためである。

(パンフレット又は書籍の頒布)

第142条の2 前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの又はこれらの要旨等を記載したものとして総務大臣に届け出たそれぞれ1種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布(散布を除く。)することができる。

第2項 前項のパンフレット又は書籍は、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。

1. 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の選挙事務所内、政党演説会若しくは政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

2. 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者(参議院名簿登載者を含む。次項において同じ。)である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

第3項 第1項のパンフレット又は書籍には、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者(当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の代表者を除く。)の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することができない。

第4項 第1項のパンフレット及び書籍には、その表紙に、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所並びに同項のパンフレット又は書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

つまり、有権者は特定の場所へ行かないとマニフェストを受け取ることができず、十分にマニフェストを読むことができない状況にある。

そこで、私たちはマニフェストを目に付きやすい場所に設置、配布するため公職選挙法第142条の2第2項を改正する提言を行う。具体的には、誰もがマニフェストを手にとることができるよう、規制をなくすよう改正することである。そして法律改正後、許可されたコンビニエンスストアなどの店舗、都道府県・市町村の役場、許可された会社、全国の公立学校、許可された私立学校に設置、フリーペーパーなどに折り込むことなどをあげる。また、小学生や中学生などの非有権者にもマニフェストに対する認知度を高めることは将来必要であると考え。それに伴い、小学生や中学生には年齢に応じた、わかりやすいマニフェストを作成する。この制度の目的は、マニフェストに触れ、読む機会が増えることによって、投票する際に政策手段の差異を重視するようになることである。また政治の授業を小学校から設け、わかりやすく政治を学ぶことで、若者の投票率の低下を防ぐことができ、有権者と政治家の距離を縮めることができる。

21世紀臨調も「頒布の方法を選挙事務所等や演説会場、街頭演説の場所等に限ることは、有権者は自由に政権公約を入手できるようにすべきという立場からは、十分に満足のいく水準でその機会を保障するものとは言えない。われわれは、前回の提言でも強調したように、あくまでも政権公約の「制約なき頒布」が実現されるべきであると考えている。少なくとも、差し迫った当面の課題としては、公職選挙法第142条の2第2項を改正し、政党の候補者数によって影響されず、かつ有権者が容易に入手できる機会を保障する頒布方法として、街頭での頒布や各戸頒布（新聞折込みを含む）等についても規定すべきである。」と述べている。

しかし、私たちの提言で、問題となってくるのは費用の確保である。イギリスではマニフェストを国民が低価格で購入し、選挙が近づくと日常的に読むという習慣がある。しかし日本ではこのようにお金を出してマニフェストを買う制度はなかなか根付きにくいと考える。無料で配布となると、多額の予算が必要となるが、今回の提言ではどこから資金を調達するなど予算に絡む話までは至らなかった。選挙公報については、選挙期間にならないと候補者が決まらないので、選挙期間中に限られるという問題点もある。

(3) 提言3 評価機関を確立させる

上記の提言1、2ではマニフェストの質を具体的にすること、そして有権者がマニフェストに目を通すことが出来るよう、提言を行った。さらに、ここではマニフェストを評価する機関の確立を提言したい。評価機関が存在することで、有権者は政策の実行能力を判断することができる。

私たちはマニフェストサイクルを「自己評価」と「他者評価（第三者評価）」の二つを用いることにより定着させる提言を行う。西尾（2004）では、「自己評価」は、マニフェストを出した政党自らが評価すること、また選挙公報を出した候補者が自ら評価すること、「他者評価（第三者評価）」は、それ以外の主体が評価することであるとしている。

先進国では行政内部における自己評価が基本となっているが、私たちは、自己評価と第三者評価の結果を対比することにより、主観評価と客観評価のギャップを浮かび上がらすことによって、評価における問題点や論点も明らかにできると考える。

そこで、マニフェストの第三者評価を行うにあたって、政府ではない機関が必要となってくる。すでに、日本でもマニフェストを比較している NPO 団体や、マニフェストサイクルを行っている NPO などが存在しているが、公的な機関ではなく、存在自体もあまり知られていないのが現状である。そこで、第三者評価を行う公的な機関を設ける必要があると考えた。ここで、第三者機関をすでに行っている例を挙げる。西尾（2004）によると、神奈川県松沢知事は、有識者5名、公募による県民6名で組織される「松沢マニフェスト進歩評価委員会」をつくり、第三者機関を委託しているという。このように、政党の利益に左右されないよう、議会や市長を調査・評価をする市民オンブズマンと同様な形式をとることが望ましいといえる。政党のマニフェストサイクルは国家全体において重要であるので、有識者を呼び、評価することも必要である。また、選挙公報の第三者評価を行うにあたって、都道府県の選挙管理委員会などに第三者評価を行う機関などを設け、それは候補者の利益に左右されないものにするべきである。

以上のように、マニフェストサイクルを機能させるために三つの政策提言を行った。しかしこれらの政策提言のいずれかひとつが行われることでマニフェストサイクルが機能するわけではない。三つすべてを実行することで、初めてマニフェストサイクルの意味をなすのである。

終章

近年、日本では二大政党制が本格化しつつあると言われるが、これによって日本の経済政策がどのような影響を受けるのかが論点である。二大政党制の定義から、私たちは自民党・民主党に焦点を当てて分析を行ってきた。

二大政党制が本格化しつつある現在、政党の政策は収束していないことから、二つの政党はその政策の差異で競い合っていると思われた。しかし、2005年衆議院議員総選挙における小選挙区の候補者の選挙公報を分析したところ得票率と政策の質の間には相関がなかった。よって、政策の内容が選挙に反映されないのがあるから、二大政党制化は経済政策になんら影響を与えることはないと考えた。この現状を受けて私たちが主張したいのは以下のことである。

端的に述べれば、マニフェストサイクルを日本に定着させる必要があるということである。というのも、マニフェストサイクルによって政策が競い合われるようになり、政党の打ち出す政策がより質の高いものになるからである。政策の方向性を示す政党のマニフェストと候補者の選挙公報に対してある基準を設け、より具体的に政策の方向性を示すように義務付けることを推進する。また、政策がどんなに質の高いものであっても有権者が選択しなければその政策は採用されない。有権者が政策に目を通し、投票行動に反映させるようにする。そうするために今まで目につく機会が少なかったマニフェスト・選挙公報を手に取りやすくする。さらにマニフェストを評価する機関を設ける。そうすることでより選挙が経済政策に変化を与えることができるようになる。

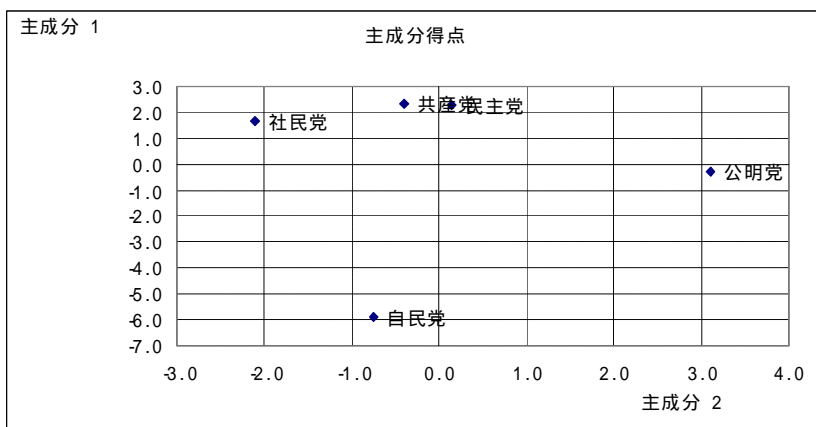
本論文において分析を行ってきたが、私たちの分析にはまだ足りない点がある。まず、分析に主観が入ってしまうことである。政策の質という抽象的なものを分析するにあたり、その客観性を維持することに随分骨を折った。しかしながら、結果として、私たちはこの方法にとどまらざるをえなかった。ほかの分析手法も含めて今後検討していかなければならない。分析する選挙の年度を拡大することで各政党やその政策の推移を見ることができるようだろう。そうすれば二大政党制と各政党の政策について関連性が強い分析になり、もっと具体的な政策提言につなげられると考える。

現状では経済政策に変化を与えられない選挙状況が、マニフェストサイクルがしっかり定着することで改善し、日本がよりよい方向へと導かれることを望む。

補足資料

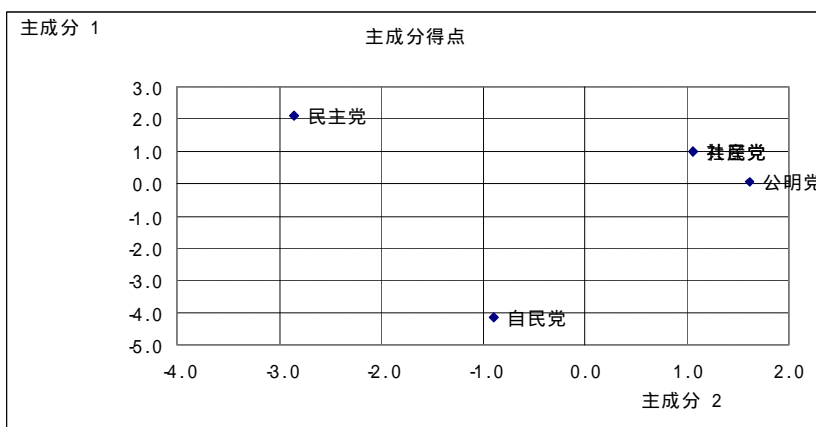
2. 主成分分析 自民と四政党との政策の距離

・分析 A (社会保障・雇用・年金)



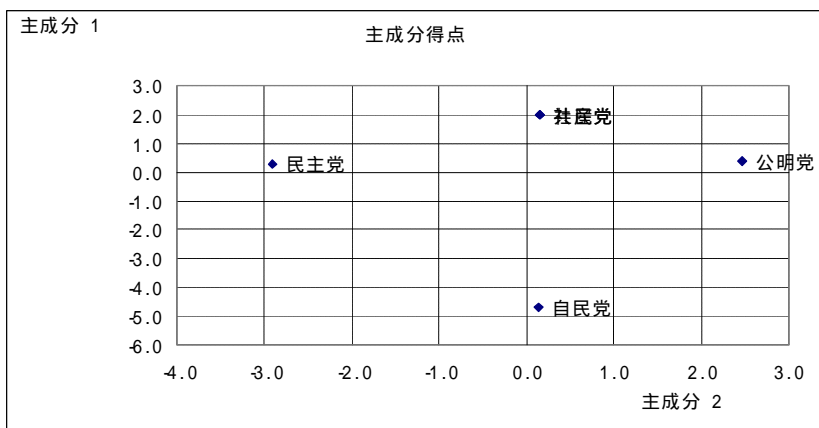
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	12.07	54.85	54.85
2	4.63	21.02	75.88

・分析 B (教育・文化)



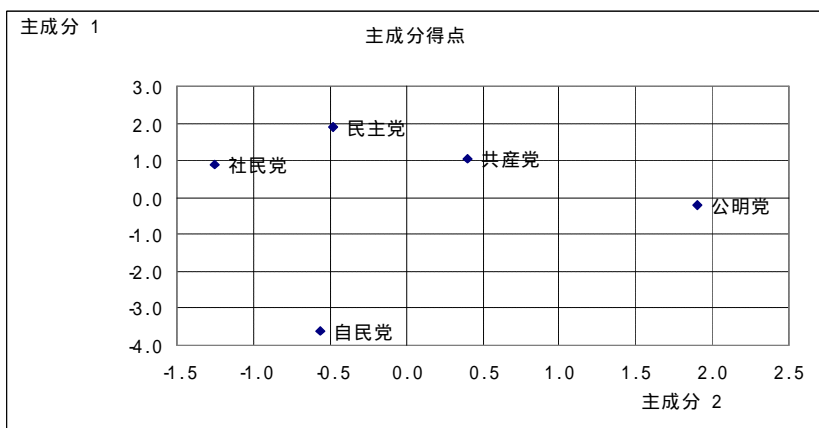
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	5.92	59.19	59.19
2	3.46	34.62	93.81

・分析 C (地方分権・市民活動)



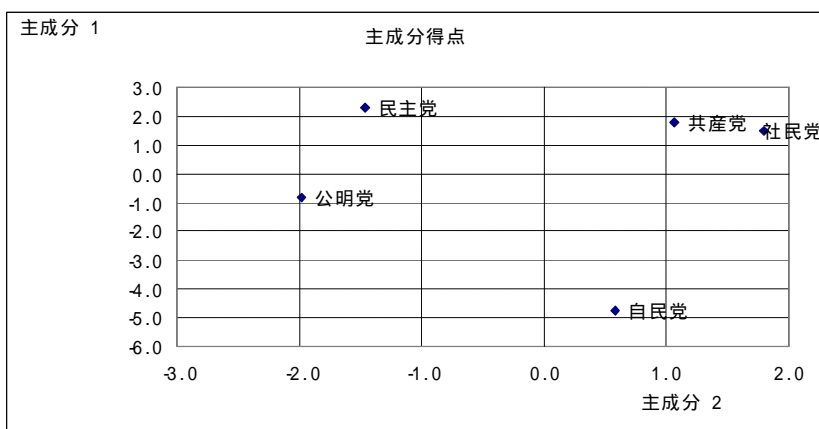
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	7.54	62.84	62.84
2	3.66	30.52	93.35

・分析 D (財政)



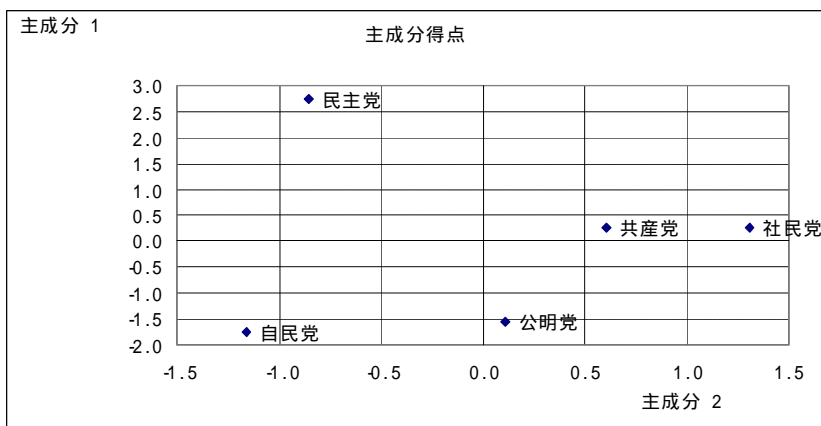
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	4.66	66.52	66.52
2	1.48	21.10	87.62

・分析 E (経済・金融)



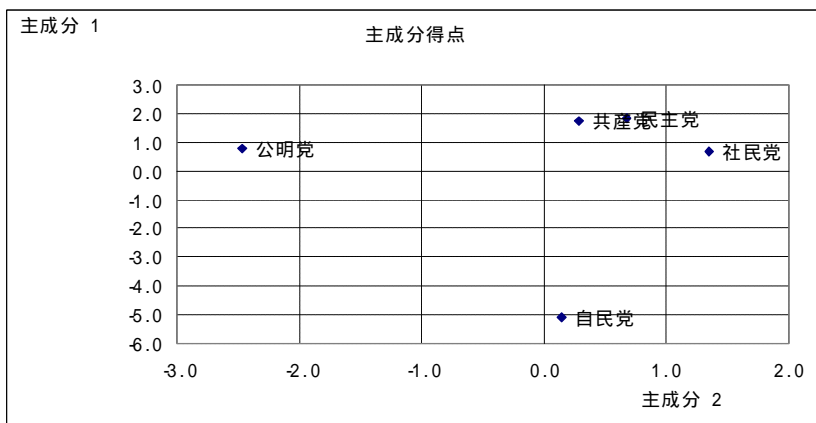
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	8.52	65.52	65.52
2	2.71	20.82	86.34

・分析 F (農林水産業)



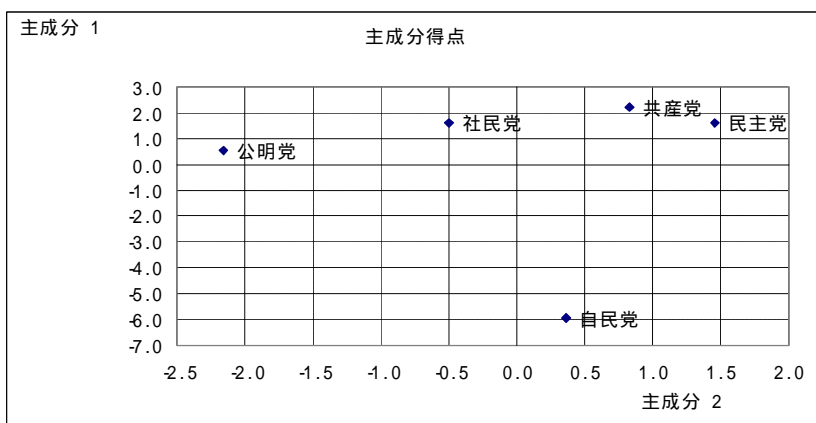
主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	3.29	65.80	65.80
2	1.04	20.86	86.66

・分析 G (治安・防災)



主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	8.41	64.69	64.69
2	2.13	16.37	81.07

・分析 H (政治・行政改革)



主成分 No.	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	11.40	76.01	76.01
2	1.96	13.08	89.09

3. 先行研究 松本(2006)のモデルの説明

<被説明変数>

- ・得票率

1996年と2000年の衆議院議員選挙において、300小選挙区それぞれの全候補者の有効得票率を合計して選挙当日の有権者数で割って算出した値を使用している。

<説明変数>

政策差異

選挙管理委員会が発行した300小選挙区の選挙公報を候補者一人一人について定量化し、その値を選挙区ごとに合計した値。候補者の公約がコーティング・カテゴリーのどの項目に当てはまるかを検討し、減額につながる公約なら1、判断しがたい公約ならば2、増額につながる公約なら3とおく定量化の方法を用いている。

1票の重み

300小選挙区のうち有権者が最も少ない所を1とおき、他の選挙区がその何倍かを計算した値を使用している。

活性度

前職を1、元議員を2、新人を3とおき選挙区ごとに合計した値を使用している。

都市化度

地域特性を示す若年人口比、生産年齢人口比、高齢者人口比、第一次産業人口比、第三次産業人口比を主成分分析にかけて、第一主成分を用いている。

政策差異については、候補者間、政党間、候補者/政党の3パターン数値化して3種類のモデル式を作っている。1996年と2000年の衆院選について、計6個のモデル式で分析を行っている。

4. 先行研究 堤(2006)のモデル式の説明

<被説明変数>

- ・政策の集中度

Sigelman & Buell(2004)が考案した指標を用いて、選挙区ごとの当選者と次点候補者の政策の集中度を算出している。

<説明変数>

都市化度

DID人口比を使用している。

当選回数

政治家としての経験の差を示す変数として使用。当選回数の増加が直接政策

的主張に影響を及ぼすとは考えにくいとして、「当選回数 + 1」を対数変換したものを用いている。

官僚経験

政治家としての経験の差を示す変数として、0, 1のダミー変数で表している。

地方議員経験

政治家としての経験の差を示す変数として、0, 1のダミー変数で表している。

得票率差

選挙戦の競争状況を示す変数として使用。各選挙区の当選者と次点の得票率差を用いている。

5. 公報の質の定量化

定量化は、一定の基準を設けて行った。

説明量については、決められた範囲で書かなければならない選挙公報の性質を考えた結果、おおむね2行以上を説明が多い基準とした。しかし1行であっても、なぜその政策を行うのか、どこから予算を出すのかなどが記載されていたあつた場合は詳しい記述であると判断し、説明が多いとした。

具体的な例として、ある選挙区の民主党候補者を見ていく。

この民主党候補者の場合、選挙公報には7つの政策を掲げている。

まずこれらの政策を 社会保障・雇用・年金 教育・文化 財政 地方分権・市民活動 経済・金融 農林水産 治安 行政改革 郵政のカテゴリーに分ける。「パートの均等待遇を実現します」という政策の記述があり、4行にわたって数値目標の明示がなく説明されていたとする。この場合、カテゴリーは に入る。

また、4行の説明があるが数値目標の明示がないので本文で述べた定量化方法に基づいて、2となる。

この候補者の政策は、 が4個、 が1個に分類された。外交や憲法改正など、残り2つの政策はカテゴリー外になるので定量化には加えない。

結果、 11点、 3点、 は記述がなく0点で合計14が変数となる。

6. 公報の質の差と利益誘導型政策の差

公報の質の差と利益誘導型政策の差を説明変数に置いて回帰分析を行った結果と、公報の質の差のみを置いて分析を行った結果には大きな違いが見られなかった。よって、公報の質の差と利益誘導型政策の質の差には相関関係がないと判断できる。

下に示されているのは、利益誘導型政策の差を説明変数に含めた場合と、含めなかった場合の分析結果である。

説明変数	係数	t値	p値		係数	t値	p値	
公報の質の差	0.001263	1.26688	0.206278		0.001163	1.228013	0.220496	
都市化度	-8E-05	-0.28248	0.777788		-8E-05	-0.28404	0.776595	
当選回数差	0.017586	8.502345	1.23E-15	***	0.017471	8.586188	6.87E-16	***
利益誘導型政策の差	-0.00111	-0.32597	0.744696					
造反選挙区ダミー	-0.02028	-0.75253	0.452379		-0.02009	-0.74669	0.455893	
定数項	0.109036	5.236607	3.27E-07	***	0.108106	5.249957	3.05E-07	***
自由度調整済みR ²					0.220060366			
					0.2226044			
					***...1%で有意			

7. SMART 基準

SMART 基準というのは、イギリスなどで使用されている政策評価のことで、マニフェストがこれらの基準をどの程度満たしているかを定量的に把握するために、5つの基準を使うものである。5つの基準というのは、具体性(Specific)、測定可能性(Measurable)、実現可能性(Achievable)、適切性(Relevant)、期限明示(Timed)である。

上記を詳しく言い換えると、法律制定・改正、新組織の創設など具体的な政策が盛り込まれているもの、数値目標、達成期間などが明示されているもの、政策手段、政策コスト・財源などが明示されているもの、政策のフィージビリティが高いもの、政策相互間の整合性、優先順位などが明確であるもの、問題の核心が示されているもの、政策の実施時期、期限などが明示されているものである。

これらを「書かれていて、よく分かる」を5点、「分かる」を4点、「書かれていないが、分かる」を3点、「書かれているが、良く分からない」を2点、「書かれていないし、分からない」を1点とし、私たちが注目した18の経済政策について、2000年、2003年、2005年と、自民党・民主党の政策に点数をつけて比較した。この方法については、文章のマニフェストを数値に置き換えるのには主観が入ってしまう恐れがあるので、班のメンバー全員で一つ一つの政策について細かく話し合いを行い、二党のマニフェストを公平に扱えるようにした。

具体的な例として、2005年自民党のマニフェストを挙げると、025.教育にあたる分野では、「教育基本法を改正し、豊かな情操と道徳心にあふれ、正義と責任を重んじ、伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心や公共の精神が身につく教育を実現するとともに、家庭や地域の教育力の回復を期する。教育復興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育を進める。」とある。

これを SMART 基準で判断すると、法律制定・改正、新組織の創設など具体的な政策が盛り込まれているが、「書かれているが、良く分からない」で2点、数値目標、達成期間などは「書かれていないし、分からない」で1点、政策手段、政策コスト・財源などは「書かれていないし、分からない」で1点であり、政策のフィージビリティも「書かれていないし、分からない」なので1点、政策相互間の整合性、優先順位、問題の核心などは「書かれているが、良く分からない」で2点、政策の実施時期、期限などは「書かれていないし、分からない」で1点となった。よって合計は7点となる。

また、マニフェストでは、私たちが注目した18項目が離れて記載されている場合も少なくなかった。その場合でも、二つを切り離し別々のものとして考え、合計値を出すのではなく、切り離さず一つの値を出した。

下は、SMART 基準で自民党・民主党のマニフェストを評価した結果である。

	自民党				民主党		
	2000	2003	2005		2000	2003	2005
年金	9	11	11	年金	10	9	22
雇用	15	10	7	雇用	7	11	15
少子化対策	11	5	6	少子化対策	9	5	13
医療	18	7	6	医療	9	21	16
その他社会保 障	11	6	8	その他社会保 障	5	16	15
教育	13	9	7	教育	8	14	16
文化	7	6	5	文化	5	5	9
地方分権	8	14	12	地方分権	7	20	16
財政	6	7	16	財政	10	18	23
経済	14	13	12	経済	8	14	21
規制緩和	5	12	6	規制緩和	5	9	15
中小企業	12	10	6	中小企業	5	13	10
金融	8	6	5	金融	12	15	16
農林水産	14	6	13	農林水産	6	10	20
治安	10	19	15	治安	8	16	18
防災	16	8	8	防災	5	5	8
行政改革	13	11	9	行政改革	9	13	15
郵政改革	6	9	8	郵政改革	0	8	17
合計	196	169	160	合計	128	222	285

表 - 1 . 政策分野カテゴリー

A. 社会保障・雇用・年金・医療・少子化対策

- 1 社会保障費の国民負担率
- 2 健康的な生活
- 3 医療制度改革の断行
- 4 介護保険
- 5 (年金)国庫支出金
- 6 (年金)サラリーマン一元化
- 7 (年金)非正規労働者
- 8 社会保険庁廃止
- 9 障害者支援法案
- 10 職業能力の開発
- 11 2007年問題対応策
- 12 パートタイマー対策
- 13 雇用のミスマッチ
- 14 感染症予防
- 15 医療事故防止
- 16 医薬品・機器の安全対策
- 17 児童手当支援税制
- 18 子育てを地域で支える
- 19 待機児童ゼロ、保育サービス
- 20 育児休業、育児期短期勤務
- 21 虐待対策
- 22 小児医療、出産支援

B. 教育・文化

- 23 教育基本法
- 24 幼児教育
- 25 義務教育
- 26 「確かな学力」「豊かな心」
- 27 学校の安全
- 28 大学づくり
- 29 奨学金
- 30 私学
- 31 体験学習
- 32 文化の活性化・スポーツ

C. 財政

- 33 PB黒字化
- 34 公共事業見直し
- 35 特別会計見直し
- 36 政策評価を予算に反映
- 37 予算決算統一
- 38 説明責任(決算書類の作成)
- 39 税制改革(住民税・消費税)

D. 地方分権・市民活動

- 40 三位一体改革の推進
- 41 市町村合併
- 42 道州制の検討
- 43 構造改革特区の推進
- 44 観光立国
- 45 地域交通活性化
- 46 都市開発
- 47 まちづくり3法見直し
- 48 地域再生
- 49 過疎地域の活性化
- 50 公益法人制度改革
- 51 市民活動支援

E. 経済・規制緩和・中小企業・金融

- 52 金融システム整備
- 53 経済法整備
- 54 独占禁止法
- 55 知的財産戦略
- 56 新産業育成
- 57 中小企業支援(金融面)
- 58 小規模・零細企業対策
- 59 建設業の入札・契約の適正化
- 60 社会資本整備の重点的な推進
- 61 PFIの積極的活用
- 62 住宅政策
- 63 物流政策
- 64 バリアフリー政策

F. 農林水産業

- 65 担い手育成・農業構造改革
- 66 自給率・農作物の輸出
- 67 農山漁村活性化
- 68 森林資源・林業政策
- 69 水産業・漁村の再生

G. 治安・防災

- 70 災害対策
- 71 緊急事態
- 72 消防隊強化
- 73 公共交通の安全を守る
- 74 安全な街づくり
- 75 空き交番ゼロ
- 76 詐欺対策
- 77 保護観察の強化
- 78 薬物取締り
- 79 犯罪関連法整備
- 80 治安関係職員
- 81 消費者被害対策
- 82 個人情報保護

H. 行政改革

- 83 規制緩和・新規制の審査
- 84 公共サービス効率化
- 85 官業の民間開放推進
- 86 法令整備
- 87 地方部局の見直し
- 88 情報通信技術の活用
- 89 電子申請の実利用工場
- 90 公務員数削減
- 91 公務員給与適正化
- 92 コンプライアンスの徹底
- 93 国会・裁判所の組織改革
- 94 政策金融機関改革
- 95 独立行政法人改革
- 96 行政代行法人改革
- 97 郵政関連

参考文献・HP

《書籍》

- 井堀利宏(2005) 『ゼミナール公共経済学入門』 日本経済新聞社
- 井堀利宏・土居丈朗(1998) 『日本政治の経済分析』 木鐸社
- 加藤秀治郎(2005) 『日本政治の座標軸：小選挙区導入以後の政治課題』 一藝社
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子(2001) 『現代の政党と選挙』
有斐閣アルマ
- 北坂真一(2006) 『経済政策を担う人々 官の構造改革』 日本評論社
- 小林良彰(1991) 『現代日本の選挙』 東京大学出版会
- 小林良彰(1997) 『現代日本の政治過程 日本型民主主義の計量分析』
東京大学出版会
- 田中善一郎(2005) 『日本の総選挙 1946 - 2003』 東京大学出版会
- 村川一郎(1996) 『政党学 - その理論と実際についての研究』
第一法規出版株式会社

《論文》

- Sartori, G. (1976), Parties and party systems : a framework for analysis,
New York, Cambridge University Press
- (岡沢憲芙 川野秀之訳(1992) 『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』
早稲田大学出版部)
- 今井 亮佑(2006) 「小選挙区比例代表制 小選挙区における得票構造」
『ジュリスト』 第1311号：pp. 36 47
- 河相俊之(1993) 「簡単な二大政党景気循環モデル」
『彦根論業』 11月号：pp. 277 289
- 蒲島郁夫・菅原琢(2005)
「2005年総選挙分析--自民党圧勝の構図 地方の刺客が呼んだ「都市の蜂起」」
『中央公論』 11月号：pp.108 118
- 株式会社日本総合研究所調査部 経済・社会政策研究センター
「自民・民主両党のマニフェスト比較 - SMART基準からの評価分析 - 」
<http://www.jri.co.jp/press/2003/1024-2.pdf>
- 川人貞史(2004) 「二大政党化進んだが、勝者は公明か」
『論座』 1月号：pp. 104 111
- 北岡伸一(2004) 「二大政党制への歩みを歓迎する」
『中央公論』 1月号：pp. 78 88
- 久下沼仁筈(2003)
「国際労働力移動の公的年金制度への効果 中位投票者モデルによる理論分析」
『京都学園大学経済学部論文集』 第13巻2号：pp. 55 73

- 品田 裕 (1998) 「選挙公約データについて」
『神戸法学雑誌』 第48号2巻 : pp. 541 572
- 曽根泰教 (2005) 「政権掌握か再構築か、野党の壁を突破できるか」
『中央公論』 10月号 : pp. 70 77
- 田中廣滋 (1995) 「財政規模と税負担率の同時決定と中位投票者理論」
『経済学論纂』 第36巻4号 : pp. 211 230
- 堤 英敬 (2006) 「選挙競争環境と候補者の政策的主張」
2006年公共選択学会報告論文
- 西尾真治 (2004)
「ローカル・マニフェストにおける評価とマニフェスト・サイクル」
『UFJ Institute REPORT』 Vol.10 No.1
http://www.murc.jp/report/ufj_report/1001/51.pdf
- 松本 淳 (2006) 「国政選挙における選挙公約と候補者」
「投票率」と規定要因としての「政策差異の実証分析」
2006年公共選択学会報告論文
- 三宅一郎 (2001)
「小選挙区制は二大政党制に有利に働くか？」ふたつの実証分析」
『関西大学総合情報学部紀要』 第15号 : pp. 25 31

《資料》

2005年マニフェスト

自民党 <http://manifesto.mag.keio.ac.jp/archive/J2005jimin.pdf>

民主党 http://www.dpj.or.jp/seisaku/sogo/image/BOX_SG0062_kakuron.pdf

共産党 http://www.jcp.or.jp/seisaku/2005/20050811_syuin_seisaku.pdf

社民党 <http://www5.sdp.or.jp/central/topics/44syuin/seisaku/seisaku2005.html>

公明党 <http://www.komei.or.jp/manifest/index.html>

47都道府県300小選挙区選挙公報

菅原琢 『2003年衆議院議員選挙分析』

http://freett.com/sugawara_taku/data/2003did.html (2006/8/31)

asahi.com 『2005総選挙』 <http://www2.asahi.com/senkyo2005/> (2006/8/29)

総務省 <http://www.soumu.go.jp/index.html>

統計局 <http://www.stat.go.jp/>

曽根研究室 Online <http://www.pac.sfc.keio.ac.jp/sone-lab>

21世紀臨調 <http://www.secj.jp/>

法庫 <http://www.houko.com/00/01/S25/100.HTM>